

WideAngle OsecT利用規約【現改比較表】 2025年7月31日現在

～2025年7月30日

2025年7月31日～

第5条 定義

(1) 「本サービス」とは、契約者等のLAN環境で流れる通信を専用のセンサー端末が取得し、そのパケット情報の一部を当社が管理するクラウド環境へアップロードすることで、その解析結果はWeb画面を[通じて](#)提供するものです。

(2) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、本サービスの利用者に提供されるWebサイト（<https://support.ntt.com/wideangle-osect>）に掲載されているものを指します。

第5条 定義

(1) 「本サービス」とは、契約者等のLAN環境で流れる通信を専用のセンサー端末が取得し、そのパケット情報の一部を当社が管理するクラウド環境へアップロードすることで、その解析結果をWeb画面で[表示するなどサービス仕様書の提供機能で定める機能](#)を提供するものです。

[\(2\)「基本サービス」とは、本サービスの一部で、お申し込みが必須となるものです。](#)

[\(3\)「附帯サービス」とは、本サービスの一部で、基本サービスの導入、運用等に関するサービスで、基本サービスとともに提供するものです。お申し込みは必須ではありません。](#)

[\(4\)「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、本サービスの利用者に提供されるWebサイト（<https://support.ntt.com/wideangle-osect>）に掲載されているものを指します。](#)

第6条の2 契約期間

[附帯サービスには契約期間があります。契約期間はサービス仕様書に定めます。](#)

[2 契約者は、前項に定める契約期間内に附帯サービスにかかる契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに、当該解約があった日から契約期間の満了日（以下、本附帯サービスにおいて「契約期間満了日」といいます。）までの期間に相当する当該附帯サービスの料金を一括して支払うものとし、なお、当該附帯サービスの料金を一括前払いしている場合は追加での支払いの必要はありません。前払いいただいた附帯サービス料は、その解約が当社の責に帰すべき事由による場合を除きいかなる場合も返金できません。](#)

第7条 <u>その他の契約内容の変更</u> (2) 契約者情報の変更	第7条 <u>その他の契約内容の変更</u> <u>(2) 附帯サービスの追加・変更</u> <u>(3) 契約者情報の変更</u>
第13条 <u>契約者が行う本契約の解約</u> 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。	第13条 <u>契約者が行う本契約の解約</u> 契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。 <u>2 附帯サービスを維持したまま、基本サービスのみを解約することはできません。基本サービスが解約となった場合、附帯サービスも同時に解約となります。この場合、第6条の2（契約期間）第2項が適用されます。</u>
第19条 <u>料金の支払義務</u> 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。	第19条 <u>料金の支払義務</u> 契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。 <u>附帯サービスの契約期間内に本契約を第13条（契約者が行う本契約の解約）に基づき解約する場合及び第14条（当社が行う本契約の解約）に基づき契約者が解約された場合、当該解約があった日から契約期間満了日までの期間に相当する附帯サービスの利用料金の支払いを要します。</u>

第27条 責任の制限 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、<u>本サービスにかかる月額基本サービス料（料金表の月額基本サービス料のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとし</u>ます。	第27条 責任の制限 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、<u>責任を負う上限額は以下のとおりとします。</u> <u>(1) 損害の原因となった事象が、基本サービスより発生した場合</u> <u>損害が発生した該当月にかかる基本サービス料（料金表の基本サービス料のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）を上限として、その責任を負うものとし</u>ます。 <u>(2) 損害の原因となった事象が、附帯サービスにより発生した場合</u> <u>附帯サービス料を契約期間の月数で除して、損害が発生した月数を乗じて得られる金額（料金表の附帯サービス料のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）を上限として、その責任を負うものとし</u>ます。
第31条 契約者の義務 (16) 開通日の4営業日前までにOsecTセンサー設置を完了すること。初期費用および<u>月額利用料</u>について開通日4営業日前までの設置が完了しておらず、当該期間経過後OsecTセンサー設置が未完了であっても開通日をもって利用開始とみなし請求します。	第31条 契約者の義務 (16) 開通日の4営業日前までにOsecTセンサー設置を完了すること。初期費用および<u>基本サービス料</u>について開通日4営業日前までの設置が完了しておらず、当該期間経過後OsecTセンサー設置が未完了であっても開通日をもって利用開始とみなし請求します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について[利用料金](#)を月単位で計算します。なお本サービスの提供を開始した日を含む料金月及び契約の解除があった日を含む料金月は、日割りで計算します。

[利用料金](#)の日割りは、料金月の日数により行います。契約内容の変更等により[利用料金](#)の額が増加又は減少したとき、増加又は減少後の[利用料金](#)は、その増加又は減少のあった日から適用します。

第1表 利用料金の適用等

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
初期費用	Type NのOsecTセンサー（NECプラットフォームフォームズ製のセンサー、詳細はサービス仕様書を参照）1台の契約ごとに	350,000円 (385,000円)
初期費用	Type DのOsecTセンサー（DELL製のセンサー、詳細はサービス仕様書を参照）1台の契約ごとに	250,000円 (275,000円)
基本サービス料	OsecTセンサー1台の契約ごとに月額	90,000円 (99,000円)

料金表

通則

(料金の計算方法等)

当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について[基本サービス料](#)を月単位で計算します。なお本サービスの提供を開始した日を含む料金月及び契約の解除があった日を含む料金月は、日割りで計算します。

[基本サービス料](#)の日割りは、料金月の日数により行います。契約内容の変更等により[基本サービス料](#)の額が増加又は減少したとき、増加又は減少後の[基本サービス料](#)は、その増加又は減少のあった日から適用します。

第1表 利用料金の適用等

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
初期費用	Type NのOsecTセンサー（NECプラットフォームフォームズ製のセンサー、詳細はサービス仕様書を参照）1台の契約ごとに	350,000円 (385,000円)
初期費用	Type DのOsecTセンサー（DELL製のセンサー、詳細はサービス仕様書を参照）1台の契約ごとに	250,000円 (275,000円)
基本サービス料	OsecTセンサー1台の契約ごとに月額	90,000円 (99,000円)
附帯サービス料	別に定めます	別に定めます

付 則 （令和 7 年 7月 28日 M S Sセ000400002264-01 号）

この規約は、令和 7 年 7 月 31 日から実施します。